

整形外科診療所「さいクリニック」が開設しました！

4月13日(土)、「さいクリニック」で初の診療が行われました。

4月の診療として13日と14日の2回行われましたが、両日ともに受付開始を待つ方も多く、予定時間を早めて診療を開始していました。

大竹院長は「みなさんの意見やご指摘どんな声でも構いませんのでお聞かせください。これからの診療にとっても大切なことだと思っています」と話していました。

地域の方に広く親しまれる診療所となるよう期待しています。



改元に伴う村の文書の取扱いについて

元号を改める政令が平成31年4月1日に公布され、同年5月1日から元号が「平成」から「令和」に代わりました。

改元に伴う村の文書の取扱いについては、次のとおりとしますのでお知らせします。

■5月1日以降

5月1日以降に、村で作成・発出する文書に、元号を用いて5月1日以降の年・日付を表示する場合は、原則として「令和」を用います。すでに印刷が完了しているなど、やむを得ず届出書などの様式に「平成」を使用している場合もありますが、その際は「令和」と読み替えていただきますようお願いいたします。

- 「平成」を「令和」に訂正しなくても、当該表示は有効です。

■届出書の受理など

住民から受理する届出書や申請書などの文書で、4月30日までに5月以降の日付を新元号「令和」により表示しているものや、5月1日以降に旧元号「平成」により記載されているものは、有効なものとして取り扱います。

■旧元号「平成」による表記の効力

現行の条例、規則および規定などのほか、すでに施行した契約書、許可証、証明書などの文書で、5月1日以降の日付を旧元号「平成」により表示しているものは、元号が改められたことによっても、その法律上の効果が変わることはありません。

【お問合せ】 総務課 総務係 担当：宮川（尚）